

商品概要説明書

積立定期預金

(令和1年9月17日現在適用中)

商品名	積立定期預金	
販売対象	法人および個人の方	
期間	6ヶ月以上5年以下（1ヶ月の据置期間を含みます）	
預入	預入方法	契約期間内で分割預入
	預入金額	1回当たり1,000円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。
	利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金等から自動振替による預入ができます。 個人ものはマル優扱いできます。 	
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 ① 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上3年未満 約定利率×70% 	
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお利息には、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） 法人は、総合課税となります。 	
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666 受付日：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く） 	

	<p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>